

平成 31 年 4 月 1 日

加盟（登録）チーム責任者 様

（一財）新潟県バスケットボール協会
会 長 上 村 征 夫

一般財団法人新潟県バスケットボール協会裁定規程及び
規律規程の制定について（通知）

この度、当協会では **JBA** の指導により、公正を期して行われるべき当協会の事業執行等に対して社会からの疑惑や不信を招く行為のないようその防止を図り、当協会及びバスケットボール競技に対する社会的信頼を確保することを目的に、標記規程を別添のとおり制定いたしました。

それぞれの規程には、懲罰の対象となる行為、懲罰の種類等が規定されておりますので内容を十分ご理解の上、これらの規程に触れる事案が起きないように選手、チーム関係者に徹底いただきますようお願いいたします。

なお、練習や競技会において、これまで「許される」との判断の下に行われていた選手や審判等に対する言動が、今後は規程に抵触する恐れがあること及び広く保護者、バスケットボール愛好者の規律意識等が一段と高まる環境が醸成されることにも配慮し、特に、暴言、暴力、ハラスメントと受け止められかねない言動に十分注意するとともに、ひとたび、裁定・規律委員会に付託する案件が発生すると、懲罰対象者はもとより関係者には膨大なエネルギー等を要する作業が想定されますので、この観点からもご留意いただき、事案の未然防止について重ねてお願いいたします。

また、万一、規程に触れる事案や相談を要するケースが生じた場合は、当協会専務理事あてご連絡くださるようお願いいたします。

記

通報先 〒950-1101 新潟市西区山田 2 3 0 7 - 2 7 2
 （一財）新潟県バスケットボール協会専務理事 あて
 電話 0 2 5 - 3 7 8 - 2 8 7 7
 Fax 0 2 5 - 3 7 8 - 2 8 7 8
 Mail nbba.office@camel.plala.or.jp